

平成 年度後進地域特例法適用団体等補助率差額計算書

(単位：円)事業主体名

事業名	都市名	路線名	平成 年度街路(区画整理を除く。) 開 発 指 定 事 業							一部制限額(法第3条第2項) A又はA' × 0.1 F	引上率	補助率差額 が減額される額B又はB' × C + E - (A又はA' × F) H	補助率差額 精算額又はB' × G - B又はB' - H I	備考
			補助対象額		精 算 額		補助率 C	事業者負担額 D	令第2条の 分担金 E					
			補助基本額 A	補助金額 B	補助基本額 A'	補助金額 B'								
(例) 街路事業	〇〇市	〇〇線												
	〇〇市	〇〇線												
計														
合 計														

(備考) 1 本表は、交付申請時の金額(上段赤書き又は()黒書き)と、実績額(額の確定額又は確定見込額)とを対照表示すること。

2 補助率差額は精算額に基づいて算出する。

3 発生物件があった場合には、精算国庫補助基本額より発生物件の売却額又は評価額を控除したもので算出する。

4 補助率差額の完了、未完了の扱い。

(イ) 指定事業に繰越のないときは、補助率差額は完了として取扱い、指定事業費の額の確定額で算定する。

(ロ) 指定事業が繰越となり繰越された年度に工事が完成したとき(明許繰越)は補助率差額も完了として取扱い指定事業のうち指定事業が交付決定された年度に完成した事業の額の額の確定額に繰越事業箇所額の確定見込額を加えた額で算定する。

(ハ) 指定事業が繰越となり、繰越された年度に完成しなかったとき(事故繰越)は補助率差額も未完了として取扱い、再繰越された年度において(ロ)と同じ方法により算定する。

5 D Fの場合にはG欄以下の記入を要しない。

6 H欄は計算の結果、負数となる場合には記入を要しない。

7 補助率差額申請額に円未満の端数を生じる場合には、箇所ごとに切り捨てること。なお、計算の過程では端数を切捨てないこと。